

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2021年9月30日
- 【発行者の名称】 株式会社Kips
(英語表記) Kips Co., Ltd.
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役 國本 行彦
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング
- 【電話番号】 03-4590-6605
- 【事務連絡者氏名】 取締役 林 高史
- 【担当 J - A d v i s e r の名称】 宝印刷株式会社
- 【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎
- 【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番8号
- 【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>
- 【電話番号】 03-3971-3392
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
株式会社Kips
- 【公表されるホームページのアドレス】 <http://www.kips.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO

Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 中間連結会計期間	第15期 中間連結会計期間	第16期 中間連結会計期間	第14期	第15期
会計期間	自 2019年1月1日 至 2019年6月30日	自 2020年1月1日 至 2020年6月30日	自 2021年1月1日 至 2021年6月30日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
売上高 (千円)	75,695	20,864	17,051	91,283	133,074
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	33,631	△58,456	△58,238	△15,416	△5,777
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失 (△) (千円)	94,498	△42,084	247,714	64,501	3,652
中間包括利益 又は包括利益 (千円)	120,555	△85,552	△103,692	157,928	332,331
純資産額 (千円)	697,010	636,108	922,835	734,382	1,030,526
総資産額 (千円)	938,334	934,653	1,253,622	988,911	1,525,433
1株当たり純資産額 (円)	122.82	115.58	197.98	134.28	218.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	2.0 (—)	1.0 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益又は1株当たり中 間純損失 (△) (円)	23.63	△10.52	61.95	16.13	0.91
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益 (円)	—	—	61.60	—	0.91
自己資本比率 (%)	52.3	49.4	63.1	54.3	57.3
自己資本利益率 (%)	22.0	—	29.7	14.2	0.5
株価収益率 (倍)	—	—	5.5	21.0	372.2
配当性向 (%)	—	—	—	12.4	109.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△179,662	△59,581	△83,312	△294,064	27,892
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	151,270	70	424,910	151,200	70
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	212,993	87,278	△138,998	212,993	63,811
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	280,143	193,437	460,045	165,671	257,446
従業員数 【ほか、平均臨時雇用 人員】 (名)	4 [—]	2 [—]	4 [—]	3 [—]	2 [—]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。第14期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第15期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
3. 第14期中間連結会計期間の株価収益率は、当社が非上場であるため記載しておりません。第15期中間連結会計期間の株価収益率は、中間純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 第15期中間連結会計期間の自己資本利益率は、中間純損失を計上しているため算出しておりません。
5. 第14期の1株当たり配当額2円には、TOKYO PRO Market上場記念配当1円を含んでおります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
イベント・メディア部門	2
ベンチャーファイナンス部門	
全社(共通)	2
合計	4

(2) 発行者の状況

2021年6月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
4	51	3.6	3,018

(注) 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

セグメントの名称	従業員数 (名)
イベント・メディア部門	2
ベンチャーファイナンス部門	
全社(共通)	2
合計	4

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当中間連結会計期間における日経平均株価は、年初27,000円台で取引を開始しました。その後は上昇し、2月中旬には30,000円台を回復する場面もありましたが、その後は、緊急事態宣言の再発令に伴い、経済活動の盛り上がりには欠けるなか、5月中旬には再び27,000円台まで下落し、その後は上値の重い展開になりました。

一方、株式の新規上場については、新規上場社数は他取引所からの上場も含め当中間連結会計期間において60社にのぼり、前年より増加いたしました。

このような中、当中間連結会計期間の売上高は17,051千円（前年同期比18.3%減）、営業損失は58,156千円（前年同期は営業損失57,388千円）、経常損失は58,238千円（前年同期は経常損失58,456千円）、投資有価証券売却益429,648千円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は247,714千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失42,084千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【ベンチャーファイナンス事業】

ベンチャーファイナンス事業は、ベンチャー企業の資本政策に関する助言等を行うアドバイザー事業と、ベンチャー企業への投資、及び当社の子会社であるThe Independents Angel投資事業有限責任組合の組成及びその管理・運営、投資先の選定及び育成支援等を行う投資事業から構成されております。

ベンチャーファイナンス事業の売上高は、4,037千円となり、前年同期に比べ7,155千円（63.9%減）の減収となりました。主な要因として、事業会社に対するコンサルティング案件を獲得しフィナンシャルアドバイザー売上高は増収になりましたが、営業投資有価証券の売却案件がなかったため営業投資有価証券売上高が大幅に減収になったためであります。

① アドバイザー事業

当中間連結会計期間におけるファイナンス・アドバイザー契約先は、期間満了が1件、新規案件を2件獲得し、部門売上高は3,664千円となりました。

② 投資事業

投資先の債券償還益、配当収入等により、部門売上高は372千円となりました。

【イベント・メディア事業】

イベント・メディア事業は、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の事業計画発表会に加え、自治体や事業会社のベンチャー企業支援に関するイベントの運営受託を行っているイベント事業と、当社が発行する月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の記事制作及び広告掲載を行うメディア事業で構成されております。

イベント・メディア事業の売上高は、13,013千円となり、前年同期に比べ3,341千円（34.6%増）の増収となりました。主な要因として、当中間連結会計期間においてはインターネットを利用したイベントを定期的で開催したこと、月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」に掲載の広告の獲得も継続的に行うことができたためであります。

① イベント事業

インターネットを利用したインデペンデンツクラブ月例会、事業計画発表会等の案件

を特定非営利活動法人インデペンデンツクラブから受注できたことから部門売上高6,704千円となりました。

② メディア事業

月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の広告掲載及び記事制作に関する売上は、月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」を継続的に刊行し、誌面に掲載する広告も獲得できたことから、部門売上6,309千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は460,045千円となり、前連結会計年度末比202,599千円増加しました。当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は83,312千円（前年同中間連結会計期間は59,581千円の減少）となりました。主な要因は、投資有価証券売却益429,648千円、税金等調整前中間純利益368,506千円、投資有価証券評価損2,904千円、投資損失引当金の増加42,390千円、売上債権の増加1,575千円、営業投資有価証券の増加64,210千円、法人税等の支払額4,649千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により増加した資金は424,910千円（前年同中間連結会計期間は70千円の増加）となりました。これは、投資有価証券売却による収入430,000千円、ゴルフ会員権の取得による支出5,040千円、敷金及び保証金の差入れによる支出50千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は138,998千円（前年同中間連結会計期間は87,278千円の増加）となりました。これは、短期借入金の減少135,000千円、配当金の支払額3,998千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
ベンチャーファイナンス事業	4,037	△63.9
イベント・メディア事業	13,013	34.6
合計	17,051	△18.3

1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	3,877	18.6	8,000	46.9
WIN Consulting株式会社	—	—	2,060	12.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2021年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項

に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰す

べからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったとき

は本契約を解除することができる。

- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて227,552千円増加し、790,751千円となりました。増加の主な原因は、投資損失引当金が42,390千円増加した一方、現金及び預金が202,599千円増加、営業投資有価証券が66,040千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて499,364千円減少し、462,870千円となりました。減少の主な原因は、ゴルフ会員権が5,040千円増加した一方、投資有価証券が504,454千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて22,608千円増加し、165,970千円となりました。増加の主な原因は、短期借入金が135,000千円減少した一方、未払法人税等が154,885千円増加、未払金が1,130千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて186,728千円減少し、164,816千円となりました。減少の原因は、投資有価証券の時価評価に伴う繰延税金負債が186,728千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べて107,690千円減少し、922,835千円となりました。減少の主な原因は、親会社株主に帰属する中間純利益247,714千円に対し、配当金の支払い3,998千円、その他有価証券評価差額金の減少326,817千円及び非支配株主持分の減少24,589千円によるものであります。なお、純資産には投資事業組合の組合員の持分である非支配株主持分等が含まれるため、これらを控除して算出した自己資本は791,658千円(前連結会計年度末874,759千円)、自己資本比率は63.1%(前連結会計年度末57.3%)となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご覧ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

第4【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 発行者
該当事項はありません。

(2) 子会社
該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,000,000	11,001,400	3,998,600	3,998,600	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	15,000,000	11,001,400	3,998,600	3,998,600	—	—

(注) 未発行株式数には、新株式予約権の行使により発行される予定の普通株式55,000株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2020年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年8月31日)
新株予約権の数(個)	550	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200	同左
新株予約権の行使期間	2021年3月19日から 2031年3月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格200 資本組入額100	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の相続はこれを認めない。</p>	

区分	最近事業年度末現在 (2020年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年8月31日)
	③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 (以下、「付与株式数」という。) は100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端株は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (又は併合) の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年6月30日	-	3,998,600	-	62,355	-	24,000

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
國本行彦	東京都豊島区	2,735,000	68.39
國本政子	東京都豊島区	600,000	15.00
國本優子	東京都豊島区	239,000	5.97
株式会社ストライク	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ18階	60,000	1.50
朝日義明	東京都港区	33,000	0.82
株式会社AGS コンサルティング	東京都千代田区大手町1丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー24F	30,000	0.75
林高史	愛知県名古屋市名東区	23,000	0.57
株式会社エナテック	和泉市テクノステージ3丁目10番10号	20,000	0.50
奥村元子	東京都大田区	20,000	0.50
重松宗久	岐阜県各務原市	20,000	0.50
計	—	3,780,000	94.53

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,998,600	39,986	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,998,600	—	—
総株主の議決権	—	39,986	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月
最高（円）	-	-	-	-	-	-
最低（円）	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2021年1月から6月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、清友監査法人により中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	257,446	460,045
売掛金	1,692	3,267
営業投資有価証券	357,732	423,772
投資損失引当金	△53,874	△96,264
その他	814	543
貸倒引当金	△612	△612
流動資産合計	563,198	790,751
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 961,584	457,130
ゴルフ会員権	—	5,040
その他	650	700
投資その他の資産合計	962,234	462,870
固定資産合計	962,234	462,870
資産合計	1,525,433	1,253,622
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 135,000	—
未払金	3,635	4,766
未払法人税等	2,925	157,810
その他	1,801	3,394
流動負債合計	143,362	165,970
固定負債		
繰延税金負債	343,217	156,488
長期預り金	8,327	8,327
固定負債合計	351,544	164,816
負債合計	494,906	330,786

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,355	62,355
資本剰余金	24,000	24,000
利益剰余金	138,098	381,814
株主資本合計	224,454	468,170
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	650,305	323,488
その他の包括利益累計額合計	650,305	323,488
非支配株主持分	155,766	131,177
純資産合計	1,030,526	922,835
負債純資産合計	1,525,433	1,253,622

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
売上高		
営業投資有価証券売上高	10,255	372
フィナンシャルアドバイザー売上高	937	3,664
メディア事業売上高	6,874	6,309
イベント事業売上高	2,797	6,704
売上高合計	20,864	17,051
売上原価		
営業投資有価証券売上原価	10,000	—
投資損失引当金繰入額	43,869	42,390
その他の売上原価	5,362	6,933
売上原価	59,231	49,323
売上総損失(△)	△38,367	△32,272
販売費及び一般管理費	※1 19,021	※1 25,884
営業損失(△)	△57,388	△58,156
営業外収益		
受取利息	15	11
受取配当金	641	587
その他	22	—
営業外収益合計	679	599
営業外費用		
支払利息	1,746	680
営業外費用合計	1,746	680
経常損失(△)	△58,456	△58,238
特別利益		
投資有価証券売却益	—	429,648
持続化給付金	2,000	—
特別利益合計	2,000	429,648
特別損失		
投資有価証券評価損	250	2,904
特別損失合計	250	2,904
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△56,706	368,506
法人税、住民税及び事業税	225	159,558
法人税等調整額	3,932	△14,177
法人税等合計	4,158	145,381
中間純利益又は中間純損失(△)	△60,864	223,124
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△18,779	△24,589
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△42,084	247,714

②中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)	△60,864	223,124
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△24,688	△326,817
その他の包括利益合計	△24,688	△326,817
中間包括利益	△85,552	△103,692
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△66,773	△79,103
非支配株主に係る中間包括利益	△18,779	△24,589

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,355	24,000	142,443	228,799
当中間期変動額				
剰余金の配当			△7,997	△7,997
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△42,084	△42,084
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	△50,081	△50,081
当中間期末残高	62,355	24,000	92,362	178,717

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	308,145	308,145	197,437	734,382
当中間期変動額				
剰余金の配当				△7,997
親会社株主に帰属する中間純損失（△）				△42,084
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△24,688	△24,688	△23,503	△48,192
当中間期変動額合計	△24,688	△24,688	△23,503	△98,274
当中間期末残高	283,457	283,457	173,933	636,108

当中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,355	24,000	138,098	224,454
当中間期変動額				
剰余金の配当			△3,998	△3,998
親会社株主に帰属する中間純利益			247,714	247,714
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	243,715	243,715
当中間期末残高	62,355	24,000	381,814	468,170

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	650,305	650,305	155,766	1,030,526
当中間期変動額				
剰余金の配当				△3,998
親会社株主に帰属する中間純利益				247,714
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△326,817	△326,817	△24,589	△351,406
当中間期変動額合計	△326,817	△326,817	△24,589	△107,690
当中間期末残高	323,488	323,488	131,177	922,835

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)	△56,706	368,506
投資有価証券評価損	250	2,904
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△429,648
貸倒引当金の増減額(△は減少)	133	—
投資損失引当金の増減額(△は減少)	43,869	42,390
受取利息及び受取配当金	△657	△599
支払利息	1,746	680
売上債権の増減額(△は増加)	5,613	△1,575
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△5,000	△64,210
未払金の増減額(△は減少)	△2,763	1,130
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,351	387
その他	△1,310	1,236
小計	△16,174	△78,796
利息及び配当金の受取額	656	444
利息の支払額	△1,746	△310
法人税等の支払額	△42,317	△4,649
営業活動によるキャッシュ・フロー	△59,581	△83,312
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券売却による収入	—	430,000
ゴルフ会員権の取得による支出	—	△5,040
敷金及び保証金の回収による収入	70	—
敷金及び保証金の差入れによる支出	—	△50
投資活動によるキャッシュ・フロー	70	424,910
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	100,000	△135,000
配当金の支払額	△7,997	△3,998
非支配株主への払戻による支出	△4,711	—
非支配株主への配当金の支払額	△13	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,278	△138,998
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	27,766	202,599
現金及び現金同等物の期首残高	165,671	257,446
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1、※2 193,437	※1、※2 460,045

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

The Independents Angel 投資事業有限責任組合
有限責任事業組合 Kips パートナーズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(4) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大による経営成績等への影響が、当連結会計年度末に向けて回復していくものと仮定し、営業投資有価証券の評価に関する会計上の見積を行っております。

その結果として、The Independents Angel 投資事業有限責任組合において投資損失引当金 42,390 千円を計上しております。

なおこの見積は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染の終息時期及び経済環境への影響に変化が生じた場合には、上記見積の結果に影響し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
投資有価証券	641,056千円	—

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
短期借入金	135,000千円	—

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
役員報酬	6,550千円	7,800千円
給与及び手当	2,157千円	3,261千円
支払報酬料	5,634千円	7,785千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	3,998,600	—	—	3,998,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期 間末残高(千円)	摘要
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末		
発行者	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—	注
合計			—	—	—	—	—	

(注) スtock・オプションとしての新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月23日 定時株主総会	普通株式	7,997	2.0	2019年 12月31日	2020年 3月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	3,998,600	—	—	3,998,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期 間末残高（千円）	摘要
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末		
発行者	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	3,998	1.0	2020年 12月31日	2021年 3月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	193,437千円	460,045千円
現金及び現金同等物	193,437千円	460,045千円

※2 現金及び現金同等物のうち当社が管理・運営する投資事業組合の残高

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	115,723千円	78,431千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	257,446	257,446	—
(2) 売掛金	1,692		
貸倒引当金(※1)	△612		—
計	1,079	1,079	—
(3) 営業投資有価証券および投資有価証券			—
その他有価証券	995,950	995,950	—
資産合計	1,254,475	1,254,475	—
(1) 短期借入金	135,000	135,000	—
(2) 未払金	3,635	3,635	—
(3) 未払法人税等	2,925	2,925	—
負債合計	141,560	141,560	—

当中間連結会計期間(2021年6月30日)

(単位:千円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	460,045	460,045	—
(2) 売掛金	3,267		
貸倒引当金(※1)	△612		
計	2,654	2,654	—
(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	496,230	496,230	—
資産合計	958,929	958,929	—
(1) 短期借入金	—	—	—
(2) 未払金	4,766	4,766	—
(3) 未払法人税等	157,810	157,810	—
負債合計	162,576	162,576	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を採用しております。

(3) 営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格を採用しております。

負債

(1) 短期借入金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
その他有価証券		
非上場株式	266,416	338,672
非上場債券	56,950	46,000
合計	323,366	384,672

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象としておりません。また、非上場債券については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	995,950	2,162	993,787
	小計	995,950	2,162	993,787
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—

(注) 非上場有価証券は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらの連結貸借対照表計上額については、注記事項 (金融商品関係) に含めて記載しております。

当中間連結会計期間 (2021年6月30日)

区分	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	496,230	1,810	494,419
	小計	496,230	1,810	494,419
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—

(注) 非上場有価証券は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらの中間連結貸借対照表計上額については、注記事項 (金融商品関係) に含めて記載しております。

2. 連結会計年度に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの	110,028	66,961	—
投資有価証券に属するもの	—	—	—
合計	110,028	66,961	—

当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの	—	—	—
投資有価証券に属するもの	430,000	429,648	—
合計	430,000	429,648	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、営業投資有価証券について、9,000千円（その他有価証券の非上場株式）及び投資有価証券250千円（その他有価証券の非上場株式）の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、投資有価証券について、2,904千円（その他有価証券の非上場株式）の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はベンチャーファイナンス事業を主軸とし、イベント・メディア事業を営んでおりますので、「ベンチャーファイナンス事業」及び「イベント・メディア事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ベンチャーファイナンス事業」は、ベンチャー企業への投資及び助言、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員となって投資先の選定及び育成支援を行っております。

「イベント・メディア事業」は、広報雑誌の発行等を通じてスタートアップ企業の支援を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	ベンチャー ファイナンス事 業	イベント・ メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,192	9,671	20,864	—	20,864
計	11,192	9,671	20,864	—	20,864
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	△44,188	4,308	△39,879	△17,509	△57,388

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	ベンチャー ファイナンス事業	イベント・ メディア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,037	13,013	17,051	—	17,051
計	4,037	13,013	17,051	—	17,051
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	△41,545	7,630	△33,914	△24,241	△58,156

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	3,877 千円	イベント・メディア事業

当中間連結会計期間（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ	8,000 千円	イベント・メディア事業
WIN Consulting 株式会社	2,060 千円	ベンチャーファイナンス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当中間連結会計期間 (2021年6月30日)
1株当たり純資産額	218.77円	197.98円

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	△10.52円	61.95円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	61.60円

(注) 1. 前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△42,084	247,714
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△42,084	247,714
期中平均株式数(株)	3,998,600	3,998,600
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	22,647
(うち新株予約権(株))	—	(22,647)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 新株予約権の数 550個 (普通株式 55,000株)	—

(重要な後発事象)

(特定の株主からの自己株式の取得)

当社は、2021年7月1日開催の臨時株主総会特別決議において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から相対取引による自己株式の取得を決議し、実行いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2021年1月29日付け適時開示「株式会社ストライクとの資本提携に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」の通り、株式会社ストライクとの間で資本提携に向けた交渉を行ってまいりましたが、合意に至らず、3月24日付け適時開示「株式会社ストライクとの資本提携に向けた基本合意書の解除に関するお知らせ」を開示いたしました。

同社との協力関係は以前と変わらないものの、資本提携に向けた動きが停止したことから、当社から、株式会社ストライクが保有する当社株式の譲渡の申し出を行い、了承が得られたため自己株式を取得するものであります。

2. 特定の株主からの自己株式取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	60,000株 (発行済株式総数に対する割合1.50%)
(3) 株式の取得価額の総額	15,000,000円(1株あたりの取得価格250円)
(4) 取得日	2021年7月15日
(5) 取得方法	市場外による相対取引
(6) 取得先	株式会社ストライク

(子会社の設立)

当社は、2021年6月14日開催の取締役会において、The Independents Angel 2号投資事業有限責任組合の設立を決議し、2021年7月4日に設立いたしました。

1. ファンド設立の理由

当社は、「個性溢れる起業家を発掘し、一人でも多くの人と一緒に、1社でも多くの公開会社を育てる」を企業理念として、創業又は成長初期段階にある中小企業等を主な投資対象としたベンチャーファンド「The Independents Angel 投資事業有限責任組合」を設立し運営を行ってまいりました。当該ファンドは、投資可能金額の上限に達しつつあり、引き続き日本国内の未上場企業(シード、スタートアップ中心)及びTPM上場企業に投資することを目的として、Angel 2号ファンドを設立することにいたしました。

当社が開催しております事業計画発表会において、ベンチャー企業経営者から、ベンチャー企業の運営上、資金が課題であり、企業成長の妨げになっていることが少なくないことを伺っており、新たな投資事業組合を組成し、ベンチャー企業への投資並びに投資事業組合の管理・運営を行うことで、企業理念に沿う企業行動が出来ると考えております。

2. The Independents Angel 2号投資事業有限責任組合の概要

(1) 名称	The Independents Angel 2号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング10F	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組成目的	主に日本国内の未上場企業（シード、スタートアップ中心）及びTPM上場企業に投資を行い、当社の関係のある土業・自治体・大学等と連携し、企業価値を向上させるとともに、その後の売却を通じて投資資本を増加させることを目的として組成するものです。	
(5) 組成日	2021年7月4日	
(6) 出資の総額	500百万円（予定）	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社Kips：100百万円 その他の出資者等の情報については相手先の要請により非開示とさせていただきます。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	株式会社Kips
	所在地	東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング10F
	代表者の役職・氏名	代表取締役 國本 行彦
	事業内容	ベンチャー投資事業、イベント・メディア事業
	資本金	62百万円

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月29日

株式会社Kips
取締役会 御中

清友監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

市田 知史 

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

柴田 和彦 

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Kipsの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Kips及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財

務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上